

R5年度 事業報告書

理事会提出日 令和6年6月3日

理事長 後藤 辰也 印

社会福祉法人 七戸美光園

所在地 上北郡七戸町字上町野82番地 1

1. はじめに

社会福祉法が平成29年4月より改正・施行され、すべての社会福祉法人に次の項目の実施を課するものとなった。

- ・経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）
- ・事業運営の透明性の向上
- ・適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）
- ・地域における公益的な取組を実施する責務
- ・内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

これを念頭に置きながら法人として、地域に根差した地域資源の一つとしての運営を心掛けた。

2. 運営方針

1) 目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して相互的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

2) 経営の原則

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため

自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明化の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

3) 事業種別

一 第一種社会福祉事業

児童養護施設 美光園 定員 45名

二 第二種社会福祉事業

城北こども園 定員 80名

道ノ上こども園 定員 55名

城北児童センター

三 公益事業

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

4) 職員数	本部	正 2名			
	児童養護施設 美光園	正 36名	準 3名	パート 1名	
	城北こども園	正 10名	準 17名	パート 2名	
	道ノ上こども園	正 7名	準 13名		
	城北児童センター	正 5名		パート 3名	
		60名	33名	6名	計99名

5) 役員定数	理事長 1名			
	評議員 7名			
	理 事 6名	(理事長を含む)		
	監 事 2名			

* 以上は令和6年3月31日現の状況

3. 事業報告

現在の少子化時代の中で経営の安定・継続のために各施設共に今後は児童数の確保等の強化を図ってきた。その為に地域密着を目指し、地域の子育ての支援資源としての役割を強化していくよう努めた。特にこども園においては、対象地域に他法人の同様施設が数ヵ所あるため、その競合は必至であるが社会ニーズを早く正確に把握し、それに応えるようなコンテンツを立案いくつかは実施してきた。

しかしながら地域の児童数減少にともない、道ノ上こども園については R8 年度を目途にした閉園の話し合いを町としてきた。ただ、それに伴う建物解体費用の見積もりが予想以上に高額だったため、その時期については再度検討が必要である。

また、職員の人数の確保と育成に関しても課題としてある。昨今の人材不足に加えて、県内・県外問わずに競合となる。その為に働きやすい環境を作り、利用者にも職員にも魅力ある施設づくりを心掛けてきた。

理事会及び評議員会は後記の表の通り、理事会は5回、評議員会は3回開催、監事監査は1回実施し、法人および施設の健全なる運営に努めた。

また、決算月も含め毎月に顧問税理士の監査を受け、さらに、美光園敷地内に事務所を置く本部と美光園間では、毎月に事務相互のミーティングを開き相互の確認を行っている。

また、複数職員による業務の円滑化の促進を図ると共に、チェックの人数が増えることによる支出管理の強化も図るなど、経理のコンプライアンス強化に努める。

このようなことも含め、今年度の県指導監査（書面）では特記事項なしの報告を受けた。

理事会	5/25、10/10、1/30、3/12、3/21（文書審議）
評議員会	6/9、11/2、3/27
監事監査	5/15

国の児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

令和5年度 貸付対象者 9名	新規	進学者 2名
		就職者 2名
	継続	進学者 4名
		就職者 1名

貸付期間の 終了した者 9名	返還猶予中	進学者で卒業後就業継続中 5名
		就職者 継続中 2名
	返還中	就職者 離職 1名
		就職者 (解約済) 1名